



2024年5月10日

各 位

会 社 名 本田技研工業株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 三部 敏宏
(コード番号 7267、東証プライム市場)
問合せ先 経理財務統括部 統括部長
川口 正雄
(TEL. 03-3423-1111)

執行役等に対する株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）の継続に関するお知らせ

当社は、国内居住の執行役、及び一部の執行職（以下総称して「執行役等」という。）を対象とした役員報酬 B I P 信託を活用する株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、その内容を一部改定のうえ継続することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、執行役等を対象とし、中長期での企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、2018 年度から導入している本制度の継続を決定いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託は、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、財務及び非財務の業績に応じて、執行役等に対し当社株式の交付を行う仕組みです。2024 年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定のうえ、既に設定されている B I P 信託の信託期間を延長いたします。
- (3) 本制度の継続は、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会において決議いたしました。なお、報酬委員会では、業績目標の妥当性やその達成状況等について公正に評価し、役員報酬制度に係る決定プロセス及び結果の独立性・透明性・客観性を確保しております。

2. 本制度の一部改定について

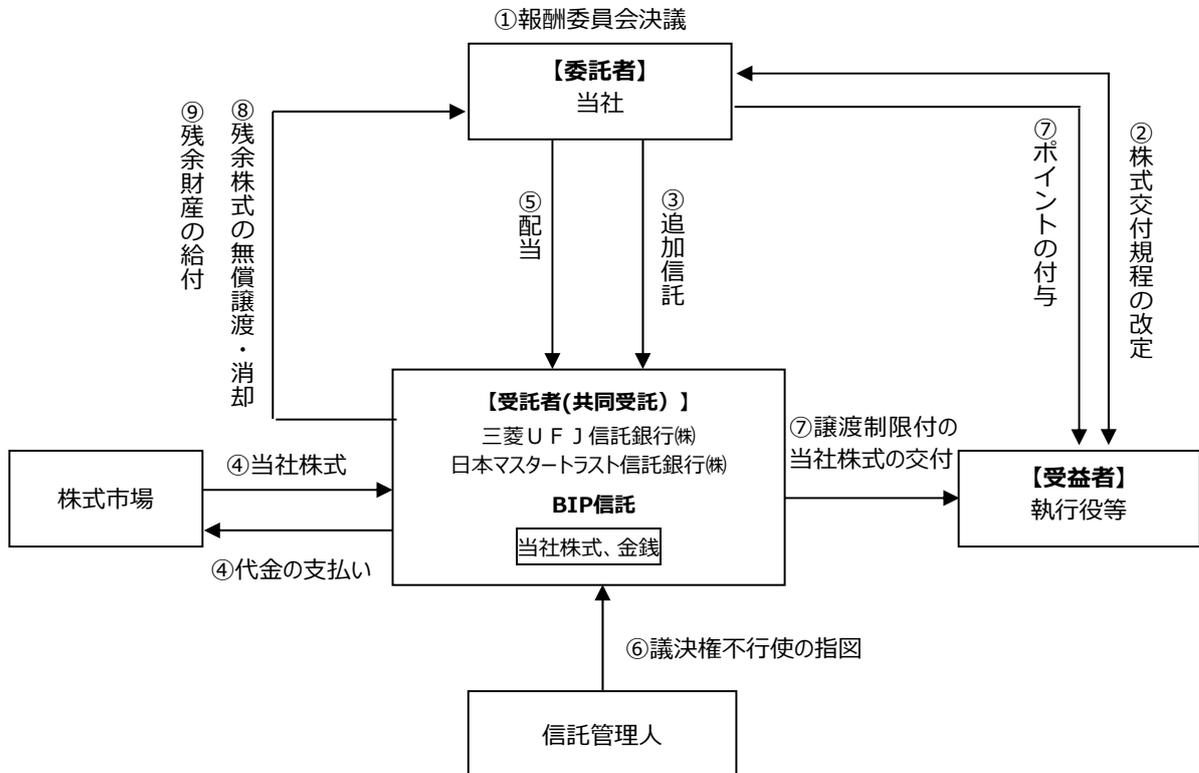
- (1) 当社は「自由な移動の喜び」の創造を目指し、全社で今後特に注力していく重要テーマ（「環境」「安全」「人」「技術」「ブランド」）とマテリアリティ、それらに紐づく目標である 2030 年ビジョンを整理しております。本制度においても、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様の目線に立ち、重要テーマの取り組みを加速させ、社会的価値・経済的価値の創出をより一層後押しする制度とするため、業績評価方法を一部改定することといたしました。具体的には、2030 年度に掲げる R O I C 目標の達成に向けて取り組むべき重要な財務指標（連結営業利益率、親会社の所有者に帰属する当期利益等）、5 つの重要テーマに直結する非財務指標（ブランド価値、製品 CO₂ 総量、従業員エンゲージメントスコア等）、

社会的価値・経済的価値の創出に対する市場評価を反映する株価指標（相対 T S R 等）について、事業年度ごとに評価いたします。

(2) 改定後の本制度では、毎年4月に役位別の基準額に応じたポイントを付与し、当該事業年度の業績に連動したポイント相当分の株式を、原則として当社の取締役及び執行役等のいずれの地位からも退任するまでの譲渡制限を設定したうえで、ポイント付与から1年後に交付します。業績評価指標等の内容は、以下の通りです。

業績評価指標		評価方法	ウェイト	変動幅
財務指標	連結営業利益率	評価事業年度の目標値に対する達成度により評価	60%	40～240%
	親会社の所有者に帰属する当期利益			
非財務指標	ブランド価値		20%	
	CO ₂ 総量			
	従業員エンゲージメントスコア			
株価指標	株主総利回り		評価事業年度の配当込み TOPIX 成長率との相対比較により評価	

3. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は報酬委員会において本制度の継続について決議を行います。
- ② 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は①の決議に基づき、受益者要件を満たす執行役等を受益者とするB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長し、受託者に金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、原則としてポイント付与から1年後に当社の取締役及び執行役等のいずれの地位からも退任するまでの譲渡制限を設定したうえで当社株式の交付を受けます。また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、本信託から交付が行われる当社株式の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役等に対する交付の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、これを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び執行役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の当社株式の数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託する可能性があります。

4. 信託契約の内容

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 執行役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月20日(2024年8月末日までに変更予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月20日~2024年8月末日(2024年8月末日までの信託契約の変更により、2027年8月末日まで延長予定) |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 19億4,000万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。) |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2024年8月末日までに取得(予定)
(なお、決算期(四半期決算期を含みます。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上